

期末・勤勉手当の基礎知識

1 期末手当・勤勉手当とは

(※静岡県教職員の給与に関する条例、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)

(1) 期末手当 (生活給的手当)

生計費が一時的に増大する時期に、その生計費を補充するため支給される手当
基準日に在職する職員に対し、在職期間に応じて支給

(2) 勤勉手当 (職務給的手当)

職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有し、民間における賞与に類似した手当
基準日に在職する職員に対し、勤務期間に応じて支給

2 期末勤勉手当関係のポイントとなる用語

(教育関係職員必携県編 第 21 条期末手当、第 22 条勤勉手当)

(給与関係運用通知集) (給与制度の概要 別表 2)

→ 基準日・・・基準日とは「 6 月 1 日」及び「12 月 1 日」をいう。

→ 支給日・・・「 6 月 30 日」 及び 「 12 月 10 日」

→ 計算対象期間・・・基準日以前 6 か月の期間
6 月:「前年の 12 月 2 日 ~ 6 月 1 日」
12 月:「6 月 2 日 ~ 12 月 1 日」

→ 支給対象者
(期末手当)

基準日に在職する職員。

ただし基準日に下記の職員には支給しない。(資料 1 「期末勤勉手当支給関係一覧表」参照)

無給休職者、刑事休職者、専従休職者、停職者、無給派遣職員、大学院修学休業職員、
自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員

なお、基準日前、1 か月以内に退職または死亡した職員には支給する。

基準日に育児休業中の職員のうち直前の基準日の翌日から基準日までの期間に勤務した期間 (人事委員会で定めるこれに相当する期間を含む) がある職員に支給する。

(資料 2 「育児休業中の期末・勤勉手当の取扱い」参照)

(勤勉手当)

基準日に在職する職員。

ただし基準日に下記の職員には支給しない。(資料 1 「期末勤勉手当支給関係一覧表」参照)

公務傷病以外の休職者、専従休職者、停職者、派遣職員、大学院修学休業職員、
自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員

なお、基準日前、1 か月以内に退職または死亡した職員には支給する。

基準日に育児休業中の職員のうち直前の基準日の翌日から基準日までの期間に勤務した期間がある職員に支給する。(資料 2 「育児休業中の期末・勤勉手当の取扱い」参照)

ポイント：在職者について、基準日現在の事由別支給関係を確認する。

➔ 除算・・・**資料1**「期末勤勉手当支給関係一覧表」を確認し、計算対象期間中に、除算対象期間があれば、在職期間・勤務期間からその期間を除くこと
ポイント：事由が勤務期間から除算される期間か確認する。

➔ 異率・・・在職期間、勤務期間や基準日現在の状況、除算期間等により通常の支給割合とは異なる割合で支給されること

➔ 通算調書・・・国又は他の地方公共団体、独立行政法人等から引き続いて給与条例適用職員となった者に、国又は他の地方公共団体、独立行政法人等の職員としての期間を通算して期末・勤勉手当を支給する際に取得を必要とする書類 (**資料3**)
 ※ 給与関係運用通知集

➔ 期間率

(期末手当期間率) <※静岡県教職員の給与に関する条例第21条2項：県編>

基準日	6月1日 12月1日	期間率
在 職 期 間	6か月	100/100
	5か月以上6か月未満	80/100
	3か月以上5か月未満	60/100
	3か月未満	30/100

(勤勉手当期間率)

<※職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第11条：県編>

勤 務 期 間	期間率
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100
零	零

➔ 支給割合

(6月)

(12月)

(単位：月)

期末手当	一般職	1.275 (0.725)	1.275 (0.725)
	特定幹部職員 (校長、教頭)	1.075 (0.625)	1.075 (0.625)
勤勉手当	任命権者が定める。		

※ () 内は再任用職員

➔ 職務加算・・・職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、次に定める職員については、手当額算出の基礎額に給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に100分の20以内の率を乗じた額を加算する。

区分	職務加算率				
	20%	15%	12%	10%	5%
行政職	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、局長級 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級、参事級（再任用含む） ・課長代理級（再任用含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・班長級（再任用含む） ・副班長級（主査を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・副班長級（主査に限る） ・定年退職日前4年に到達した職員（再任用除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任級 ・副主任 ・職務の級が3級の再任用職員
中小教育職	<ul style="list-style-type: none"> ・校長のうち、校長経験年数8年以上かつ当該年度の4月1日現在55歳以上の職員（再任用を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長（再任用含む） ・教頭で、管理職手当に係る区分が6種の職員のうち、基準日現在教頭経験年数3年以上かつ、当該年度の4月1日現在満51歳以上の職員（再任用除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・班長 ・教育主幹 ・班長代理 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭（再任用含む） ・主幹教諭 ・教育主査 ・職務の級2級の職員で大卒経験年数24年以上の教諭等 ・職務の級1級の職員のうち、定年退職日前4年に到達した職員（再任用除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務の級2級の職員で大卒経験年数8年以上の教諭等 ・職務の級1級の職員のうち、高卒経験年数18年以上（再任用除く） ・職務の級が2級の再任用職員
医療職 (2)			<ul style="list-style-type: none"> ・専門主査 	<ul style="list-style-type: none"> ・主査 ・定年退職日前4年に到達した職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任 ・副主任 ・職務の級が4級の再任用職員

✈ 支給額

期末手当：（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋扶養手当＋これらに対する地域手当月額＋職務加算）×期末率×期間率

勤勉手当：（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋これらに対する地域手当月額＋職務加算）×成績率×期間率 ※成績率は任命権者が定める

職務加算：{（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額）＋左記（ ）内の合計額に対する地域手当} ※上記下線部：給料の月額 ×職務加算率

支給年月 ○	職員番号 △△	氏名 ○○◇◇	給料表 ○	級 ○	号給 ○○	給料又は報酬 ○○○○	給料の調整額 ○○○○	教職調整額 ○○○○	扶養手当 ○○○○	地域手当 ○○○○	管理職等加算額 ○○○○	職務加算額 ○○○○	職務加算率 ○○○○	期末基礎 ○○○○	勤勉基礎 ○○○○		
6	期末率 ○○	期間率 ○○	期末手当 ○○○○	勤勉率 ○○	期間率 ○○	勤勉手当 ○○○○	支給合計 ○○○○	税率 ○○	所得税 ○○○○	一般財形 ○○○○	財形年金 ○○○○	財形住宅 ○○○○	共種 ○	短期掛金 ○○○	介護掛金 ○○○○	長期掛金(厚生) ○○○○	長期掛金(退職) ○○○○
	共済償還	互助償還	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	控除合計 ○○○○	差引支給額 ○○○○	口座振込額(1) ○○○○	口座振込額(2)	口座振込額計 ○○○○	標準期末(短)	標準期末(長)		現金支給額 ○○○			

3 期末手当・勤勉手当の計算

(1) 期末手当の在職期間

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条・第7条：必携県編）

算定期間内の事由区分	算出方法
停職、専従休職	全期間除算
育児休業、休職（公務傷病は除く）、大学院修学休業、配偶者同行休業、自己啓発等休業	2分の1 除算
単純労務、特別職に属した期間	全期間算入
臨時、非常勤職員、国または他の地方公共団体の公務員	引き続き給与条例等の適用を受ける職員となった場合、全期間算入
育児短時間勤務職員	この期間からこの期間に算出率を乗じた期間を除いた期間の1/2の期間

※特別休暇の期間は除算しない。

(2) 勤勉手当の勤務期間

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条：必携県編）

下記の期間があればその期間を除算する。

- ・ 停職・専従休職・育児休業・大学院修学休業・自己啓発等休業・配偶者同行休業の全期間除算
- ・ 公務傷病以外の休職（全期間除算）
- ・ 介護休暇、結核、その他の傷病または疾病による特別休暇の期間から週休日、休日の日数を除き、30日を超える場合はその全期間

- ・給与条例第13条、教職員給与条例第14条の規定により給与を減額された期間
- ・育児短時間勤務職員として在職した期間から、この期間に算出率を乗じた期間を除いた期間
- ・育児休業法の部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部を勤務しなかった日数が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

※ 勤務した期間の判定（基準日現在育児休業中の職員）

勤務した期間の有無を判定する場合は以下による。

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
勤務した期間	1 実際に勤務した期間	実際に勤務した期間
	2 勤務した期間に相当する期間 ①年次有給休暇 ②特別休暇（産休含む） ③介護休暇 3 職務に専念する義務の免除を受けた期間	
勤務した期間に含まれない期間	1 育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業をしていた期間 2 停職者、専従休職者として在職した期間 3 休職にされていた期間 （公務傷病による休職、教特法第14条の規定（結核）による休職及び教特法第14条の規定の準用を受ける職員の休職は除く）	左記1～3及び勤務した期間に相当する期間

在職期間、勤務期間の計算

ア 月の計算は、民法第143条（必携国編）の例による。

(ア) 曆に従う

(例) 2/1～2/28→1月

4/1～4/30→1月

5/1～5/31→1月

(イ) 月の中途から起算するときは、最終の月においてその起算日に相当する日の前日をもって満了する。

(例) 2/25～6/24→4月

4/10～8/9→4月

(ウ) 最後の月に相当する日がないときは、その月の末日をもって満了する。

(例) 10/31～2/28→4月

12/31～4/30→4月

イ 日を月に、時間を日に換算するには次による。

(ア) 日を月に換算する場合は30日をもって1月とする。

(1月に満たない期間が2以上ある場合)

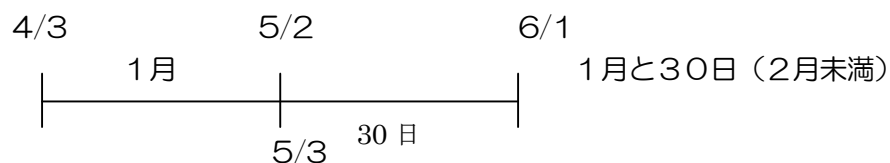
(例) 1/15 ～ 2/2 →19日

3/7 ～ 3/22 →16日

4/19 ～ 5/11 →23日 の3つの期間がある場合

19日+16日+23日=58日→1月28日

ただし、次の場合には**応当する日の前日がないので30日でも1月とみなさない**。



(イ) 時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。

(例) 35日と10時間=1月5日と10時間=1月6日と2時間15分

ウ 介護休暇、結核、その他の傷病または疾病による特別休暇の期間からの除算期間の計算は以下の順に考える。

(ア) 「介護休暇、結核、その他の傷病による特別休暇の期間」から「週休日」「休日」を除いて30日を超えるかで判断する。

30日を超える → (イ)へ

30日を超えない → 除算しない

(イ) 応当日計算を行い、1月に満たない部分については、「週休日」「休日」を除いた日数を算出する。

＜「令和3年度版給与制度の概要」抜粋＞

期末、勤勉手当支給関係一覧表

事由区分		基準日現在在職者の 基準日現在の 事由別支給関係		除算される期間		
		期末手当	勤勉手当	期末手当の在職期間 から除算される期間	勤勉手当の勤務期間 から除算される期間	
休 職 外	公務傷病	○	○	除算しない	除算しない	
	結核	教特法（準用）	○	○	〃	左の期間の全期間
		その他	有給	○	×	左の期間の1/2の期間
	無給		×	×	〃	〃
	その他の傷病	有給	○	×	〃	〃
		無給	×	×	〃	〃
	刑事	×	×	〃	〃	
その他	○	×	〃	〃		
専従	×	×	左の期間の全期間	〃		
停職		×	×	〃	〃	
派遣職員	REX、青年海外協力隊	○	×	除算しない	除算しない	
	法人派遣	×	×	〃	〃	
育児休業		○注1	○注1	左の期間の1/2の期間 ※6	左の期間の全期間 ※6	
育児短時間勤務職員		○	○	左の期間から左の期間に算出率を乗 じた期間を除いた期間の1/2の期間	左の期間から左の期間に算出率を乗 じて得た期間を除いた期間	
大学院修学休業、自己啓発等休業、 配偶者同行休業		×	×	左の期間の1/2の期間	左の期間の全期間	
特別休暇	公務傷病	○	○	除算しない	除算しない	
	結核	○	○	〃	注2	
	その他の傷病	○	○	〃	注2	
給与の減額	部分休業	○	○	〃	注3	
	子育て部分休業	○	○	〃	注3	
	職務専念義務免除	○	○	〃	除算しない	
	介護休暇	○	○	〃	注2	
	介護時間	○	○	〃	注3	
	欠勤	○	○	〃	注4	

- 注) 1 勤務した期間がある職員に限る。（次頁の「育児休業中の期末・勤勉手当の取扱い」を参照）
- 2 特別休暇等により勤務しなかった期間から週休日及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（応当日計算の結果、1か月に満たない期間がある場合は、その期間から週休日及び休日等を除いた日数）が除算の対象となる。
- 3 承認を受けて、勤務しなかった期間を日数換算して30日を超える場合は、その勤務しなかった全期間が除算の対象となる。
- 4 減額した期間（減額整理簿の「給与の減額の基礎となる時間数」）が、除算の対象となる。
- 5 2～4において時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とする。
- 6 ただし、承認に係る期間が1か月以下の育児休業においては除算しない。

育児休業中の期末・勤勉手当の取扱い

資料2

(例) 基準日 12月1日 算定期間 6月2日～12月1日

具 体 例	期 末 手 当	勤 勉 手 当
① すべて育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">育児休業 (A)</div>	勤務した期間がないため、支給されない。	期末手当に同じ。
② 産前・産後休暇及び育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div> (注)6/2(週休日)まで産後休暇で 6/3から育児休業の場合も同様である。	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	勤務した期間がないため、支給されない。
③ 6/2が週休日で6/3から 産前・産後休暇、育児休業の場合 6/26/3 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div>	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	勤務した期間がないため、支給されない。
④ 算定期間の中から産前・産後休暇及び 育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">勤務</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div>	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	育休期間(A) …全期間除算 勤務期間=6月-A
⑤ 算定期間の中から特休(私傷病)、 産前・産後休暇及び育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">勤務</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">特休</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div>	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	特休期間…特別休暇の期間から (私傷病) 週休日等を除き、30 日を超える場合は 全期間除算 育休期間…全期間除算 勤務期間=6月- (A+(特休期間))
⑥ 特別休暇(私傷病)、産前・産後休暇及び 育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">特休(私傷)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div>	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	勤務した期間がないため、支給されない。
⑦ 年休、特別休暇(私傷病)、 産前・産後休暇及び育児休業の場合 6/2 12/1 <div style="display: flex; border: 1px solid black; margin: 10px auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">年休</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">特休</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">産休</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px 5px;">育児休業 (A)</div> </div>	育休期間(A) …2分の1除算 在職期間=6月 $-\frac{1}{2}$ A	勤務した期間がないため、支給されない。

※期末・勤勉手当の算定方法は、現行と同様である

期末手当又は勤勉手当の在職期間の通算に関する調書							
1 退職時の職名				2 氏 名			
3 退職年月日	年 月 日						
4 特別職、単純労務職、臨時又は非常勤の職員であった場合にはその勤務形態	一般職と 同 様 異なる						
5 静岡県職員が引き続いて貴所（国、県、市、町、村、公庫等、特定地方独立行政法人、一般地方独立行政法人）職員又は貴所（特定地方独立行政法人、一般地方独立行政法人）役員に採用された場合の期末手当及び勤勉手当の支給について、静岡県職員としての在職期間を貴所（国、県、市、町、村、公庫等、特定地方独立行政法人、一般地方独立行政法人）の職員又は貴所（特定地方独立行政法人、一般地方独立行政法人）の役員としての在職期間に通算する規定の有無	有 無						
6 第5項において通算規定がある場合は、年 月 日から 年 月 日（基準日以前6か月の期間）までの期間において							
	休 職	停 職	職員団体専従休職	育児休業	育児短時間勤務	負傷又は疾病により勤務しなかった期間	その他（ ）
期 間	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日
日 数	日	日	日	日	日	日	日
(注) 「その他」欄には、自己啓発等休業、介護休暇等の期間及び日数を記入すること。							
上記のとおり相違ないことを証明する。							
年 月 日							
所属長 印							

【在職期間、勤務期間の計算例】

ケース1 全期間勤務している場合

前年12月2日から6月1日まで全期間勤務し、除算となる期間のない職員

12月2日 ～ 6月1日まで 応当日計算で 6月

期末手当	在職期間	6月（6か月）	期間率	100/100
勤勉手当	勤務期間	6月（6箇月）	期間率	100/100

ケース2 4/1～ 新規採用職員、新規任用任期待・臨時的任用職員

4月1日 ～ 5月31日 …… 2月

6月1日 ～ 6月1日 …… 1日

2月+1日 = 2月1日

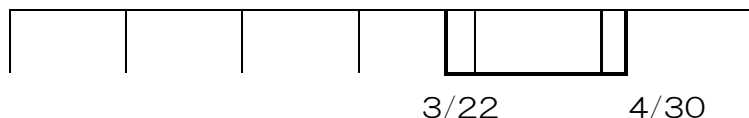
期末手当	在職期間	2月1日（3か月未満）	期間率	30/100
勤勉手当	勤務期間	2月1日（2箇月以上2箇月15日未満）	期間率	30/100

ケース3 介護休暇、結核、その他の負傷又は疾病の場合の除算期間の計算

ポイント：週休日・休日を除いて30日を超えるか否か。

3月22日から4月30日まで私傷病による特別休暇 40日 があった場合の
6月期末手当・勤勉手当の期間率

12/2 1月 2月 3月 4月 5月 6/1



期末手当	勤勉手当
除算対象外	週休日 10日 3/27,28 4/3,4,10,11,17,18,24,25
	休日 1日 4/29
	計 11日
$40日 - 11日 = 29日$	
……30日を超えないので除算対象外	

期末手当	在職期間	6月（6か月）	期間率	100/100
勤勉手当	勤務期間	6月（6箇月）	期間率	100/100

ケース4 介護休暇、結核、その他の負傷又は疾病の場合の除算期間の計算

4月5日から5月27日まで私傷病による特別休暇 53日 があった場合の
6月期末手当・勤勉手当の期間率

12/2 1月 2月 3月 4月 5月 6/1(基準日)



期末手当	勤勉手当
除算対象外	週休日 14日 4/10,11,17,18,24,25 5/1,2,8,9,15,16,22,23
	休日 4日 4/29 5/3,4,5
	計 18日
	53日 - 18日 = 35日 … 30日を超えるので除算対象

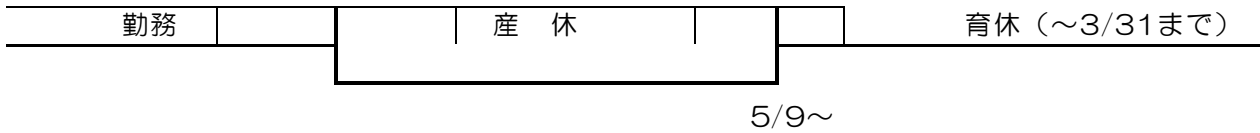
	4月 5日~5月 4日 1月 … (A)
	5月 5日~5月27日 23日
	週休日 6日 5/8,9,15,16,22,23
	休日 1日 5/5
	計 7日
	23日 - 7日 = 16日 … (B)
	(A) + (B) = 1月16日 … 除算期間
	6月 - 1月16日 = 4月14日 … 勤務期間

期末手当 在職期間 6月(6か月) 期間率 100/100
 ※(資料1 「期末勤勉手当支給関係一覧表」参照→「除算しない」
 勤勉手当 勤務期間 4月14日(4箇月以上4箇月15日未満) 期間率 70/100

ケース5 育児休業

ポイント：①基準日現在の状況が育児休業か？
②計算対象期間内に勤務期間が存在するか？

5月 9日から翌年3月31日まで育児休業の6月期末手当・勤勉手当の期間率
12/2 1月 2月 3月 4月 5月 6/1(基準日)



期末手当		勤勉手当	
勤務した期間有り	= 支給対象	勤務した期間有り	= 支給対象
育児休業期間の1/2を除算 5/9～6/1		育児休業期間の全期間を除算 5/9～6/1	
24日÷2=12日…(除算期間)		24日…(除算期間)	
6月-12日=5月18日		6月-24日=5月6日	

期末手当	在職期間	5月18日(5か月以上6か月未満)	期間率	80/100
勤勉手当	勤務期間	5月6日(5箇月以上5箇月15日未満)	期間率	90/100

<見落としがちな事例：次子妊娠に伴う基準日現在「産休」の職員>

【例】12/2～4/5 育児休業 4/6～6/1(基準日)産休 の場合

勤務期間は全くないが、期末手当は「支給」される(基準日現在「産休」のため)

この例の場合、期末手当12/2～4/5・・・4月4日×1/2=2月2日 6月-2月2日=3月28日
3か月以上5か月未満 60/100

勤勉手当は、勤務実績がないため非支給(P7参照)

長期で育児休業を取得する職員が増加していることに伴い、育児休業中に次子を妊娠し、「産休」となる職員もいるため注意が必要である。

「産休」に変わると、給与の還元処理を行い、例月給与の支給対象となる。期末手当についても支給対象となるため、職員の動向に注意する必要がある。

年間カレンダー

1

January

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2

February

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3

March

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4

April

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5

May

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6

June

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7

July

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8

August

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9

September

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10

October

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11

November

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12

December

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	